

令和 7 年度介護予防・日常生活支援総合 事業者運営指導結果報告書

吹田市福祉部福祉指導監査室

第1 運営指導の実施状況

● 目的

吹田市では、介護保険法第23条の規定に基づき、事業者への支援を基本とし介護サービスの質の向上及び保険給付の適正化を図ることを目的に、運営指導を実施しました。

● 実施回数

吹田市介護保険サービス事業者等指導及び監査実施要領により、運営指導を1事業所あたり6年に1回を目途に実施しています。

運営指導の結果は、次のとおりです。

※対象事業所を、令和7年4月1日に運営していた事業所としています。

※事業所数の集計方法を、サービスごととしています。

令和7年度運営指導結果一覧表（Ⅰ）

サービス名	対象数 (A)	実施数 (B)	実施比率 *小数点以下切り捨て。
訪問型サポートサービス	128	18	14%
通所型サポートサービス	87	19	21%
介護予防ケアマネジメント	16	0	0%
合計	231	37	16%

令和7年度運営指導結果一覧表(Ⅱ)

サービス名	運営指導 事業所数	口頭指摘・文書指摘【あり】の 事業所数		
	合 計	口頭指摘 のみ	文書指摘 のみ	口頭指摘 及び 文書指摘
訪問型サポートサービス	18	1	0	16
通所型サポートサービス	19	1	0	18
介護予防ケアマネジメント	0	0	0	0
合 計	37	2	0	34

第2 文書指摘事項

1 主な指摘事項

運営基準等の項目			件数	指摘事項
1	設備基準	設備に係ること	18件	事故の未然防止等
2	運営基準	個別サービス計画の作成等に係ること	17件	サービス提供の記録不備等
3	運営基準	秘密保持に係ること	12件	個人情報使用同意書の不備等
4	介護給付関係	基本料・加算に係ること	12件	特定事業所加算の算定要件の不備等
5	運営基準	感染症対策に係ること	7件	感染症対策の未実施等
6	人員基準	人員に係ること	6件	人員配置の不備等
7	運営基準	その他のこと	42件	勤務体制の不備等

2 主な指摘内容

I 人員基準

人員配置に係る指摘内容

サービス提供時間中に生活相談員、看護職員の一人以上の人員配置ができていない。

介護職員の常時一人以上の人員配置ができていない。

II 運営基準

勤務体制の不備に係る指摘内容

事業所でのサービス提供業務に従事している法人代表者について勤務形態一覧表に記載がなかった。

サービス提供の記録不備に係る指摘内容

サービス提供の開始と終了時間が正しく記録されていなかった

サービス提供記録に、実際に提供したサービスの内容が正しく記載されていなかった。

個人情報使用同意書の不備に係る指摘内容

個人情報使用同意書について、利用者家族の同意が得られていない。

感染症対策の未実施に係る指摘内容

感染症予防およびまん延防止のための委員会の議事録が作成されていない。

感染症予防およびまん延防止のための定期的な研修及び訓練の記録が残されていない。

Ⅲ 設備基準

事故の未然防止に係る指摘内容

洗面台に設置されている石鹸について、誤飲防止の措置がとられていなかった。

静養室のナースコールについて、適切な位置に配置されていなかった。

Ⅳ 介護給付関係

特定事業所加算の算定要件の不備に係る指摘内容

従業員の個別具体的な研修の実施ができていなかった。

利用者情報、留意事項伝達又は技術指導を目的とした会議にすべての従業員が参加できていなかった。

第3 監査の実施状況

監査は次のいずれかに該当する行為がなされたか、あるいは疑われる事業者に対して実施します。

- (1) 人員基準違反
- (2) 運営基準違反
- (3) 人格尊重義務違反
- (4) 不正請求
- (5) 不正の手段による指定

令和7年度は、2法人2事業所に監査を実施しました。